

ケーススタディ①  
**鳥取県若桜町**における取組状況

---

令和3年6月

# 若桜町の概要

- 若桜町には、町域の95%に及ぶ約1万9千haの森林があり、その約7割が民有林。
- 私有林人工林は約6千haあるが、**直近20年で整備された森林は約4分の1**であり、未整備の森林の解消を進めていく必要がある。
- そのような中、若桜町森林づくり条例・**わかさ森林づくりビジョン**に基づき、森林経営管理制度に係る一連の取組も進めつつ、森林の適切な管理と資源の循環利用を目指している。

## ■ 若桜町及び岩屋堂地区の位置



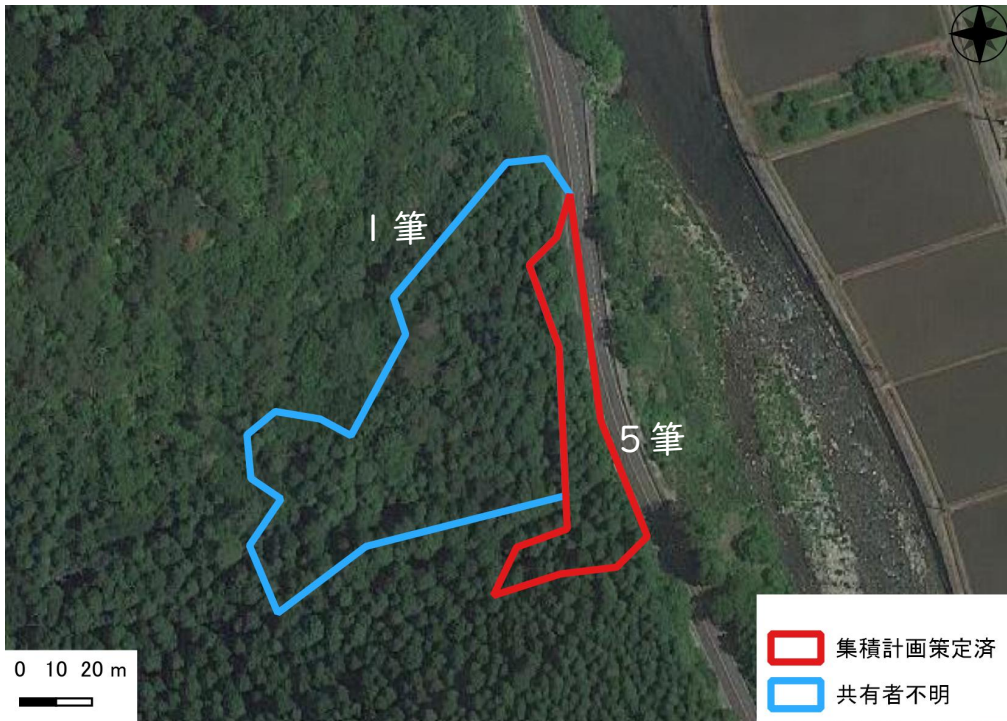
- 不動院岩屋堂  
地区の名前にもなっている  
国指定の重要文化財

## ■ 岩屋堂地区をモデルとした理由

- 森林に起因する**災害を防止し、町民の安全・安心な生活空間を確保**していくことを目的として、候補となるモデル地区を検討
- 町を通貫する国道29号線は、町民の生活や観光を支える重要なインフラ
- **公道沿いの森林整備を優先**することとし、地域の関係者との検討を踏まえ、その中から岩屋堂地区を選定

# 岩屋堂地区における取組状況

- 公道沿いの森林については、地籍調査時に所有者の確認が行われており、それが奏功し権利者全員の同意をもって経営管理権集積計画を策定（令和2年12月）。
- 他方、策定済みの森林に接する斜面上部の森林は、**明治期に登記が行われたまま、数次相続が発生**。地元に残る相続人から権利設定に対する同意取得を行いつつ、なお不明である部分について、共有者不明森林の特例制度を活用。
- **令和3年3月17日付で法11条の公告**をし、6月以内に異議の申し出がなければ、そのうち、経営管理権を設定する見通し。



☝  
公道の真横については、既に集積計画を策定済みであるが、その奥が共有者不明となっている。倒木や土砂流出の恐れを踏まえ、一体管理したい。

☝  
地元に残る相続人も、森林の所在を知らないほど、長期にわたって管理されず。倒木も多数生じており、喫緊に手入れしたい。



# 所有者探索の状況

- 登記名義人は明治生まれの5名を含む6名。その後、相続登記がなされないまま、数次相続が発生。
- 登記名義人Dの相続人を除き、地元に残る相続人を確知。相続手続が未済であるため、とりわけ、登記名義人Cの孫など、地元に残る1名の孫以外の相続人にも相続分があるとも考えられるが、実態や地元に残る者らの意向を参酌し、際限なくは探索してない。

登記名義人	第1次の相続	第2次の相続
A	家督相続により子aに相続 (ただし、死亡)	地元に残る孫1名を確知 →同意取得
B	家督相続により子bに相続 (ただし、死亡)	地元に残る孫1名を確知 →同意取得
C	配偶者と子9人に相続と推定 (ただし、全員死亡)	地元に残る孫1名を確知 →同意取得
D	配偶者に遺産相続と推定 (ただし、死亡)	甥に相続と推定 →甥の相続人が不明
E	家督相続により子eに相続 (存命) →同意取得済	—
F	配偶者に相続 (存命) →同意取得済	—

地元に残る孫の1名ずつから、自らの同意をもって権利設定して構わないとの意向。際限なく探索を行えば、疎遠となっているそのほかの孫を確知できる可能性はあるものの、**共有者の意向を参酌し、探索を中断。**

登記名義人Dの持分に相当する全体の**6分の1が不明**



# 町が行おうとする経営管理の内容

- **弱度の間伐**を繰り返しながら、公道への倒木や土砂流出を招かないように森林を育成していく。繰り返しの施業実施を踏まえ、**存続期間を15年に設定**。手入れが遅れ、樹勢が回復しないと見込まれる場合は、皆伐して、森林を再造成することも選択肢にある。
- なお、収益が出たとしても、まずは経費の補填に充てることとし、所有者への還元はしない。

## ■ 周囲で定めた経営管理権集積計画の概要

事項	内容
存続期間	15年間
実施する経営管理の内容	間伐等を2回以上、年2回の巡視 ※ 状況によっては主伐も可とする
費用負担	市町村が全額負担
利益還元	収益があっても費用に充てることとし、還元はしない

## ■ 共有者不明森林で定めようとする経営管理権の内容

内容
15年間
間伐等を1回以上、年2回の巡視 ※ 強度間伐1回を想定 ※ 状況によっては主伐も可とする
市町村が全額負担
収益があっても費用に充てることとし、還元はしない

# 検討委員会でご議論いただきたい事項

- もともと共有名義であったことに加え、数次相続が発生しているため、孫の代までであっても際限なく探索すると時間を要してしまう。そのような中、先代・先々代から地元を離れてしまっている共有者を際限なく探すことはやめ、地元に所在する相続人の意向を尊重し、その者の同意をもって共有者不明の特例制度を活用することとした。
- 遺産分割未了であり、町としては、必ずしも地元に残る孫が10割の持ち分を有しているとは断定できないが、**慣習を踏まえると、地元に残る相続人が事実上の所有者である**という所有者の主張を尊重。
- 森林経営管理法施行令第1条及び施行規則第9条を踏まえ、登記名義人の配偶者と子を調べた上で、町としての合理的な探索の範囲として、孫の代まで探索を行った。森林経営管理法上の手続としては、不備がなく、十分に探索に努めたと認識しているが、地元を離れた居るかもしれない孫の探索をやめ、みなし同意の手続に進めたことは不適當か。
- 上記が不適當であるとした場合において、今回の実施しようとする行為（隣地である公道への悪影響を防止するための措置）を講じようとするとき、集積計画を策定する以外の選択肢として、何か活用できる仕組みはないか（例えば、今回の探索で持分の過半があると確定した場合等において、何か考えられるか）。

## 森林経営管理法施行令（H30政令320）

第1条 森林経営管理法（以下「法」という。）第十条の政令で定める方法は、共有者不明森林の森林所有者の氏名又は名称及び住所又は居所その他の不明森林共有者を確知するために必要な情報（以下この条において「不明森林共有者関連情報」という。）を取得するため次に掲げる措置をとる方法とする。

①～③（略）

④ **登記名義人等が死亡**又は解散していることが判明した場合には、農林水産省令で定めるところにより、**当該登記名義人等又はその相続人**、合併後存続し、若しくは合併により設立された法人その他の当該共有者不明森林の森林所有者と思料される者が記録されている**戸籍簿若しくは除籍簿若しくは戸籍の附票**又は法人の登記簿を備えと思料される市町村の長又は登記所の登記官その他の当該共有者不明森林に係る不明森林共有者関連情報を保有すると思料される者に対し、当該不明森林共有者関連情報の提供を求めること。

⑤（略）

## 森林経営管理法施行規則（H30農林水産省令78）

第9条 市町村は、令第1条第4号の規定により不明森林共有者関連情報の提供を求めるときは、次に掲げる措置をとるものとする。

① 登記名義人等が自然人である場合には、当該**登記名義人等が記録されている戸籍簿又は除籍簿**を備えと思料される市町村の長に対し、当該登記名義人等が記載されている**戸籍謄本又は除籍謄本**の交付を請求すること。

② 前号の措置により判明した当該登記名義人等の**相続人が記録されている戸籍の附票**を備えと思料される市町村の長に対し、**当該相続人の戸籍の附票の写し又は消除された戸籍の附票の写し**の交付を請求すること。

③～④（略）